

# 「地域福祉権利擁護事業とは… 改訂第3版」 内容変更箇所一覧（2024年7月作成）

本書をご購入いただきましてありがとうございます。掲載内容について、作成時の情報から訂正・更新箇所がございました。お手数をおかけいたしますが、下記ご参照いただきますようお願いいたします。

## ■修正箇所①

### p3 「●東京都内における実施体制」

#### （修正前）

東京では、東京都社会福祉協議会が実施主体ですが、住民に身近なところで本事業について相談、利用ができるように、区市町村社会福祉協議会・福祉公社・NPO 法人に委託して、実施しています。

#### （修正後）※NPO 法人の文言を削除

東京では、東京都社会福祉協議会が実施主体ですが、住民に身近なところで本事業について相談、利用ができるように、区市町村社会福祉協議会・福祉公社に委託して、実施しています。

## ■修正箇所②

### p12 「(表) 東京における地域福祉権利擁護事業の標準利用料」内の標準利用料

#### （修正前）

東京における地域福祉権利擁護事業の標準利用料

支援内容	標準利用料
① 福祉サービスの利用援助	1回1時間まで—1,500円 以降30分までごとに600円加算
② 日常的金銭管理サービス	通帳等を利用者が保管 1回1時間まで—3,000円 以降30分までごとに600円加算
	通帳等を社協等が保管
③ 書類等預かりサービス	月 1,000円

#### （修正後）※下線部内容に変更

東京における地域福祉権利擁護事業の標準利用料

支援内容	標準利用料
① 福祉サービスの利用援助	1回1時間まで— <u>1,700円</u> 以降30分までごとに <u>850円</u> 加算
② 日常的金銭管理サービス	通帳等を利用者が保管 1回1時間まで—3,000円 以降30分までごとに <u>850円</u> 加算
	通帳等を社協等が保管
③ 書類等預かりサービス	月 1,000円

## ■修正箇所③

### p16 「(表) 制度設計・利用手続きから見た両制度の違いと特徴」内の地域福祉権利擁護事業の費用負担

#### （修正前）

費用負担	○契約前の相談は無料、契約後の支援は利用者負担	○申立費用は申立者負担が原則（東京家庭裁判所では、本人利益のための制度利用であることをふまえ、本人へ求償する審判を原則としている）
	○都内標準利用料は1回1時間当たり1,500～3,000円程度（P12参照）	○後見報酬は原則、本人財産から支払われる（家庭裁判所が額を決定する）

#### （修正後）※下線部内容に変更

費用負担	○契約前の相談は無料、契約後の支援は利用者負担	○申立費用は申立者負担が原則（東京家庭裁判所では、本人利益のための制度利用であることをふまえ、本人へ求償する審判を原則としている）
	○都内標準利用料は1回1時間当たり <u>1,700</u> ～3,000円程度（P12参照）	○後見報酬は原則、本人財産から支払われる（家庭裁判所が額を決定する）

## ■修正箇所④

### p29 「(表) 地域福祉権利擁護事業の相談窓口」

#### （修正前）

広域相談窓口	サポートセンターT I L	192-0046	八王子市明神町4-11-11シルクヒルズ大塚1階	0426-60-7734
--------	---------------	----------	--------------------------	--------------

#### （修正後）

掲載削除

※都内の地域福祉権利擁護事業の相談窓口については、下記QRコードまたはURLより最新情報をご確認ください。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/kenri/madoguchi.html>

